

近畿地方整備局 I C Tアドバイザー制度

【募集要領】

1. 目的

本制度は、近畿地方における I C T施工の人材育成と普及促進を目的として、自主的な技術修得や能力向上への取組が可能となるように、I C T施工関係経験者を「I C Tアドバイザー」として登録し、施工者や発注者が持つ疑問点や課題等について、経験者からアドバイス等の支援を受けられる体制を構築するものである。

2. I C Tアドバイザーの活動内容

I C Tアドバイザーは、I C T施工等に関する支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の区分について助言や技術的指導（以下「技術支援等」という。）を行う。

① 『3次元計測関係』

U A V やレーザースキャナー等「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた3次元測量に関する技術支援等。

② 『3次元設計データ作成関係』

3次元設計データ作成に関する技術支援等。

③ 『I C T建設機械による施工関係』

I C T建設機械を用いた施工に関する技術支援等。

④ 『3次元施工管理関係』

U A Vやレーザースキャナー等「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」に記載されている計測機材を用いた出来形・品質等の管理に関する技術支援等。

⑤ 『総合マネジメント』

施工計画等の総合的な技術支援等。

⑥ 『I C T施工の研修・講習会』

近畿地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する実施する研修・講習会等に対する協力。

3. 登録申請のための要件

I C Tアドバイザー登録申請のための募集区分及び募集要件は以下のとおりとする。

(1) 募集区分

I C Tアドバイザーの募集区分は、以下に示すとおりとする。

- I 3次元計測関係
- II 3次元設計データ作成関係
- III I C T建設機械による施工関係
- IV 3次元施工管理関係
- V 総合マネジメント
- VI I C T施工の研修・講習会

(2) 募集要件

以下に示す①～④の要件を満たすものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 工事または業務等において以下に示すいずれかの実績を有すること。
 - ・ 募集区分 I ～ V に関わる工事又は関連業務の実績（元請又は下請）
 - ・ ICT 施工に関するアドバイスや普及・支援活動等の実績
 - ・ ICT 施工に関する研修・講習会等の実績

(3) 提出書類

以下の①～③の資料を、近畿地方整備局企画部施工企画課までメール又は郵送（書留に限る）にて提出すること。

なお、ICT アドバイザーとしての申請は最大 3 名までとし、②、③については技術者毎に作成するものとする。

- ① 申請書（別記様式 1）
- ② 登録内容（別記様式 2）
 - ・ 「ICT アドバイザー登録内容」に記載された内容について、近畿地方整備局ホームページ内で公表する内容となります。
- ③ 実績を確認できる資料（別記様式 3-1～2）
 - ・ 3（2）④に示す実績を確認できる資料として、該当する様式を用いて必要書類を添付し提出すること。
 - ・ 募集区分 I ～ VI のそれぞれについて提出すること。なお、1 つの実績で複数区分の確認が出来る場合は、1 実績の提出でよい。

4. 募集及び登録

(1) 募集

募集は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日から令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。

(2) 登録の決定

申請者から提出された申請書類に基づき、ICT 施工の技術支援等に関する知見の有無を確認し、登録可否を決定する。

(3) 審査結果の通知

申請者に対し、登録または非登録の結果を申請書に記載のメールアドレス宛てに通知する。

非登録の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び休日を含

まない) 以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

登録または非登録の結果の通知は、令和8年3月16日を予定している。

(4) ホームページへの掲載

登録されたICTアドバイザーは、「ICTアドバイザー登録名簿」(別紙-1)にとりまとめ、近畿地方整備局ホームページに掲載する。

(5) 登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(6) 登録の変更及び抹消

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合又は退会する場合は、速やかに報告しなければならない。

登録を受けたICTアドバイザー登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、ICTに関する技術支援等が実施できないと認めるとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。

5. 活動報告

ICTアドバイザーは、依頼者からの内容を確認した上で技術支援等の可否を判断するものとし、活動を行う場合には、以下の時点において報告するものとする。

- ・技術支援等の開始
- ・技術支援等の終了

※別紙-2「依頼から実施までのフロー」を参照

6. その他

(1) 遵守事項

- ① ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、近畿地方におけるi-Constructionの推進に尽力すること。
- ② ICTアドバイザーの名称はICTアドバイザーとしての活動に限定し、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。
- ③ ICTアドバイザーは、技術支援等において知り得た情報は適切に管理すること。
また、担当窓口への報告を除き、技術支援等において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ④ 技術支援を行う際の資料については、一般公開されているもの、独自作成資料を活用するものとし、近畿インフラDX推進センターで実施しているICT施工研修での資料については使用できない。

(2) 費用負担

- 1) 技術支援等に対する費用は原則無償とする。
- 2) 旅費交通費等の必要経費や、研修・講習会等の実施に伴い必要となる機材等の経費については、ICTアドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。

7. 担当窓口

本要領の担当窓口は、以下の通りとする。

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
近畿地方整備局 企画部 施工企画課

電 話 : 06-6942-1141 (代表)

メールアドレス : kkr-ict-advisor86@mlit.go.jp